

銚子市告示第9号

本市の区域内の町の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成18年3月23日から効力を生ずる。

平成18年3月22日

銚子市長 野 平 匡 邦

変更調書

新	旧	地番
町名	町名	
本城町五丁目	本城町四丁目	613の1 796
	本城町六丁目	1,281 1,282 1,283の4 1,283の5 1,326
	長塚町四丁目	920~923 926 927 928の1 928の3 929に隣接する水路である国有地の全部 1,079~1,082、1,083の1~1,083の3、1,084~1,087、1,088の1、1,088の2、1,089~1,096、1,098~1,102に隣接する道路である国有地の一部 1,079の地先の道路である国有地の一部 1,096の地先の道路である国有地の一部
	長塚町五丁目	924 925
	今宮町	730~743 744~746、752~755、757、764~768、851、852、856、857、860、861、863、920~922、931~935に隣接する道路、水路である国有地の一部 752の地先の道路、水路である国有地の一部 754の地先の道路である国有地の一部 768の地先の道路である国有地の一部 861の地先の道路である国有地の一部 863の地先の道路である国有地の一部 933の地先の道路である国有地の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成13年12月5日現在の土地登記簿謄本によるものである。